

大阪市告示第1515号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横山英幸

| 施設名                               | 年 月 日         | 供用時間             |
|-----------------------------------|---------------|------------------|
| 大阪市立<br>平野屋内プール<br>水泳場<br>トレーニング場 | 令和7年11月4日（火）  | 午後3時から<br>午後8時まで |
|                                   | 令和7年11月25日（火） |                  |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）